

(24) 特定都市河川浸水被害対策推進事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	本省調査	4,794の内数	4,920の内数	125の内数	—

事業の概要	国土交通省は、「流域治水」の取組促進のため、特定都市河川の指定後に策定が必要となる流域水害対策計画（以下「水害対策計画」という。）の策定支援などの補助を行うとともに、地方整備局本局において相談窓口を設置し、周知を図っているが、特定都市河川浸水被害対策法改正から4年が経過する中、主要なソフト施策である貯留機能保全区域の指定については全国で1水系3件のみと極めて低調となっている。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 水害対策計画策定の進捗状況について

2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について

- 水害対策計画は、特定都市河川の指定後に速やかに策定する必要があるが、**現状では過半数にも至らず、さらに貯留機能保全区域等の指定（以下「区域指定」という。）は極めて低調で大宗が検討すら未着手であることは極めて問題であり、特に河川管理者等（地方整備局、都道府県など）は、その責務を十分に認識すべきである。**
- 具体的には、水害対策計画の策定や区域指定等に係る地権者等の合意形成等において、河川管理者等が地域の事情に精通する基礎自治体（市区町村）の積極的な関与を強く促すなど、流域のあらゆる構成員が十分に役割を果たせるような**「実効性のある態勢」を構築する必要**がある。
- 事業全体の進捗については、特定都市河川の指定時に計画策定に係る工程やスケジュール等を公表することにより、比較可能な形で**「見える化」**するとともに、**定量的な指標を用いたフォローアップ等も行うべき**である。
- あわせて、水害対策計画策定に係る課題解決のための支援メニュー等が浸透していない実態を踏まえ、地方整備局本局だけでなく、より**地域に近い河川事務所**にも相談できる体制を構築し、**早急に支援メニュー等の再周知や改善を図るべき**である。

3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について

- 防災・減災の取組方針等の検討では、河川部局のほか、都市部局等の参画による実効性のある連携が確実に図られるよう、国土交通省担当部局連名による事務連絡等により周知すべきである。

反映の内容等

- 国土交通省では、水管理・国土保全局と都市局の連名で、地方整備局、都道府県、基礎自治体に対し、**水害対策計画等の取組の強化に向けた留意事項等をとりまとめた事務連絡を令和7年10月に発出し**、水害対策計画策定主体である河川管理者、都道府県、市町村及び下水道管理者は、
 - ① 当該計画策定の予定時期を関係者間で合意した上で**特定都市河川の指定時に公表すること**
 - ② 当該計画を円滑に実施する上で支障のない範囲で、可能な限り定量的な指標を定めた上で進捗状況を公表し、**流域水害対策協議会の場でフォローアップすること**
 - ③ 区域指定に関する検討や合意形成に当たり、河川管理者等は基礎自治体に対し技術的助言等や連携に向けた働きかけを行い、河川管理者、指定権者（都道府県など）、基礎自治体は相互に緊密な連携を図ること
 - ④ 当該計画や立地適正化計画の策定に当たり、河川部局と都市部局が相互に連携を図り、水害対策計画・防災指針等の整合を図ること等を要請した。さらに、全国の特定都市河川に指定された流域の関係者を対象とした**実務担当者会議を開催し、流域関係者間の連携事例の発表等を通じ、良好事例の水平展開を図った。**
- 全国の河川事務所等に設置されている流域治水課を核とし、流域治水協議会等の場を活用しつつ基礎自治体等への技術的助言をするなど、支援や連携を強化するとともに、令和8年度に拡充予定の貯留機能保全区域に関する支援内容も含め**支援メニューの周知を行い、区域指定を促進させる。**
- 特定都市河川における水害対策計画策定に係る工程等について、比較可能な形で**「見える化」**を図るため、国土交通省ウェブサイト内の**「特定都市河川ポータルサイト」**を**令和8年度から順次充実させていく**予定である。